



第58号

(昭和39年9月)

目次

関係法令.....1  
 学内規則  
 富山大学防火管理規則の制定.....1  
 富山大学附属図書館規則の制定.....5  
 富山大学事務組織規程の一部改正.....5  
 諸会議.....5  
 人事異動.....5  
 学内諸報  
 電話番号の変更について.....6  
 永盛運転手無事故運転で受賞.....6  
 外国出張教官の動静.....7  
 職員消息.....7  
 主要日誌.....7

関係法令

政令

第296号 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令 39.9.8官報

第315号 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令 39.9.29官報

省令

文部26号 学校給食法施行規則の一部を改正する省令 39.9.7官報

官庁報告 (国家試験)

人事院 昭和39年度国家公務員採用上級(甲種,乙種)試験合格者 39.9.24官報

学内規則

富山大学防火管理規則の制定

富山大学防火管理規則を次のように定める。

昭和39年9月18日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学防火管理規則

目次

第1章 総則 (第1条・第2条)  
 第2章 防火管理機構 (第3条~第11条)  
 第3章 火災の予防 (第12条~第16条)  
 第4章 消火活動等の基準 (第17条・第18条)  
 第5章 調査報告 (第19条・第20条)  
 第6章 雑則 (第21条~第23条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、消防法(昭和23年法律第186号)第8条及び富山大学国有財産取扱規程(昭和33年3月7日制定。以下「取扱規程」という。)第8条の規定に基づき、富山大学(以下「本学」という。)における防火管理の徹底を期し、火災による被害を最少限にとどめるため、火災の予防及び消火活動その他必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「部局」とは、取扱規程第2条に規定する部局及び本部(事務局及び学生部を包括したものをいう。以下同じ。)をいう。

2 この規則において「部局長」とは、前項の各部局の長をいう。ただし、本部については事務局長とする。

3 この規則において「防火対象物」とは、土地以外の国有財産及びこれらに附属するものをいう。

4 この規則において「消防機関」とは、消防本部、消防署又は消防団等の公設の消防に関する機関をいう。

第2章 防火管理機構

(防火管理の統括)

第3条 学長は、本学における防火管理の全般を統括する。

(防火管理事務の総括)

第4条 事務局長は、本学の防火管理に関する事務を統括する。

(部局における防火管理の統括)

第5条 部局長は所属職員を指揮監督し、当該部局の防火対象物について火災の予防及び消火に関する事務を統括する。

(防火管理者及び国有財産監守者等)

第6条 各部局に防火管理者を置く。

2 防火管理者は部局長をたすけ、当該部局の一切の防火管理に関する事務を行なう。

3 取扱規程第9条に規定する国有財産監守者(以下「監守者」という。)及び国有財産補助監守者(以下「補助監守者」という。)は、当該監守区域について防

火管理の業務を分担する。

(防火管理者の任命)

**第7条** 前条第1項の防火管理者は消防法第8条に規定する資格を有する者のうちから部局長が推せんし、学長が任命する。

(防火管理の管轄範囲)

**第8条** 各部局の防火管理に関する管轄の範囲は、当該部局に属する国有財産の監守区域と同じものとする。

(防火管理協議会)

**第9条** 各部局の連絡及び調整のため、本学に防火管理協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は富山大学事務協議会の構成員で組織する。

3 協議会は事務局長が議長となり、必要の都度開催する。

(防火対策委員会)

**第10条** 各部局に防火上必要な事項を審議するため、防火対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は委員長及び委員をもって組織し、委員長には部局長の長、委員には防火管理者のほか防火管理上必要な各部門の責任者若干名をもってこれに当てる。

3 委員会の審議事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 消防計画並びにその実践に関すること。
- (2) 消防用設備等の改善強化に関すること。
- (3) 防火に関する内規の制定及び改廃に関すること。
- (4) 防火に関する調査、研究及び企画に関すること。
- (5) 防火思想の普及並びに消防訓練に関すること。
- (6) その他防火上特に必要と認められること。

4 委員会は、おおむね年3回(2月、5月及び11月)開催する。ただし、防火上特に緊急事態が生じたとき、又は委員長が必要と認めるときは随時開催することができる。

5 この規則に定めるもののほか、委員会の運営についての必要事項は委員長の承認を得て別に定めることができる。

(消防隊)

**第11条** 部局長は火災等の非常事態に対処するため、消防隊を編成しなければならない。

2 前項の消防隊の編成に関する基準は別表第1に掲げるとおりとする。

3 五福地区においては、地区内の各部局消防隊をその編成の単位として消防総隊を編成し、学長がその総指揮に当たる。

4 消防隊は必要に応じ、相互に応援協力するように努めなければならない。

**第3章 火災の予防**

(調査)

**第12条** 学長は必要があると認めるときは、調査員を指名

し、部局の防火施設について調査及び点検をさせることができる。

(部局長の責務)

**第13条** 部局長は、次に掲げる事項を行なわなければならない。

- (1) 防火思想の普及徹底を図ること。
- (2) 失火の防止、消火、通報及び避難の計画をたて、次に掲げる基準により消防訓練を実施すること。  
基本訓練(消火、通報、避難)……………年2回  
総合訓練……………年1回
- (3) 防火設備、消火設備、通報設備及び避難設備等の整備改善並びに充実に努めるとともに、防火管理者、監守者及び補助監守者(以下「防火管理者等」という。)をして随時整備させること。
- (4) 漏電防止のため毎年1回以上電気配線について絶縁抵抗試験を実施させること。
- (5) 消火設備、避難設備及び警報設備等の配置場所を標識等をもって明示するとともにその取扱方法等の周知徹底を図ること。
- (6) 建物及び設備等に危険があると認めるときは、適当な安全措置を講ずること。
- (7) 守衛所、電話交換室、当直室及びその他必要な箇所に火災その他非常の際における急報先として電話番号又は連絡方法を掲げること。
- (8) その他防火上必要と認めること。

(防火管理者等の任務)

**第14条** 防火管理者等は、取扱規程第11条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行なわなければならない。

- (1) 勤務時間中は随時に、さらに退庁の際は確実に火気の安全を確かめること。
- (2) 指定された重要物件は、随時搬出できるように格納し、非常持出の標示をすること。
- (3) 防火施設及び器具等を常時点検し、故障が生じたときは、速やかに補修の手続きをとること。

(火気の使用等に対する規制)

**第15条** 部局長は、火災発生のおそれあるものの使用及び使用後の処置並びに退庁時以後の火気の使用等については、別表第2に規定する事項について厳守励行させなければならない。

(火災の警戒)

**第16条** 部局長は、火災警報等が発令されたとき、又は気象状況について火災予防上危険があると認めるときは、適宜警戒体制をとらせ、所属職員及び学生に注意を喚起しなければならない。

2 前項の場合において防火管理者は必要に応じ火気の使用を制限し、又は禁止させることができる。

**第4章 消火活動等の基準**

(消火及び通報の基準)

第17条 火災を発見し、又は出火の際は、職員及び学生は直ちに別表第3に規定する消火及び通報に関する基準によって処置するとともに消防隊長の指揮のもとに応急消火に当たり、消防機関の出動があったときはこれと緊密に連繫を保ちつつ所要の作業に従事しなければならない。

(延焼防止の準用)

第18条 前条の規定は、近隣より出火して部局に延焼し、又は延焼のおそれがある場合に準用する。

第5章 調査報告

(防火管理に関する報告)

第19条 部局長は次の各号に掲げる事項が生じたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

- (1) 防火対策委員会の構成及び改廃
- (2) 防火管理に関する内規の制定及び改廃
- (3) 防火管理組織の編成及び改廃
- (4) 消防隊組織の編成及び改廃
- (5) 消火、警報及び避難計画の策定並びに改廃
- (6) その他、防火管理に関する重要事項

(火災の調査)

第20条 部局長は火災が生じたときは、次に掲げる事項を調査し、責任の所在を明らかにするとともに速やかに学長に報告しなければならない。

- (1) 火災の日時
- (2) 出火場所及び焼失建物
- (3) 焼失建物の構造及び規模
- (4) 焼失箇所及び焼失程度

(5) 損害額

(6) 火災の原因

(7) 火災状況の詳細

(8) 火災鎮火後とった措置

(9) 平素の管理状況

(10) 火災に関係ありと認められる職員の氏名及び職務内容等

(11) その他必要と認められる事項

第6章 雑則

(施行規定)

第21条 部局長は、この規則を施行するため必要な内規を別に定めることができる。

2 学生部長は学長の承認を得て、学生寮に対して必要な防火管理に関する内規を定めることができる。

(準用規定)

第22条 震災、風水害及びその他の災害については、特に定めるもののほか、この規則に準じ機宜の処置をとるものとする。

第23条 本学に併設の経営短期大学部については、特に定めるもののほかこの規則を準用する。

2 この規則において経営短期大学部は、第2条第1項に規定する部局とみなし、経営短期大学主事は同条第2項に規定する部局長とみなす。

附 則

1 この規則は、昭和39年10月1日から施行する。

2 富山大学防火規程(昭和33年9月12日制定)は、廃止する。

別表 (1)

富山大学における消防隊の編成基準

消防隊長	○消防班	—通報連絡係	消防機関又は消防隊本部等に対し通報連絡の任に当たる。
		—初期消火係	消火器及び消火栓等によって初期の消火に当たる。
同副隊長		—避難誘導係	避難誘導の任に当たる。
		—工作係	防火扉等の閉鎖、電気、ガス、給水設備等の処置並びに物品保護の任に当たる。
	—通報連絡班		火災の通報、その他関係機関への報告連絡に当たるとともに消防班等の誘導に当たる。
	—避難誘導班		避難者の誘導に当たるとともに建物内部の人命検索を行ない要救助者の救助に当たる。
	—消火班		消火用設備器材によって注水等の消火作業に当たる。
	—工作班		消火用水利の確保、補給並びに防火扉等の閉鎖、非常口の開放、電気及びガスの切断、その他危害防止の措置によって各班の活動を容易ならしめ、併せて必要に応じ破かい消防等の工作に当たる。
	—警戒班		重要物件の非常持出し、危険物の移動、飛火及び盗難等の警戒並びに諸門の警備に当たる。
	—放射線班		放射性物質取扱施設の火災に対し、所要の措置に当たる。
	—救護班		負傷者及び被救助者の応急救護に当たる。

1. 消防班は、部局の実情に応じ建物の各棟、各階又はその他の区画毎に設けるものとし、当該施設の出火等に際して応急措置をとるものとする。
2. 消防隊長には部局長を、同副隊長には防火管理者を当てる。
3. 放射線班は、部局の実情に応じ設置するものとする。

## 別表 (2)

## A 火気の使用に対する厳守事項

(たき口周辺の整理)

1. 直接火を使用するストーブ、ボイラー、火おこし場、風呂場、炉及びかまど等のたき口から1m以内に可燃物を置かないこと。  
(煙突の整備)
2. 煙突は継目を充分にし、かつ、煙道が破損し、又は煙筒内に著しく煤煙を附着させたまま使用しないこと。  
なお、木造建物の煙突は、可燃材から15cm以上離し、壁を通る部分も不燃材で包み、屋根裏を通さないこと。  
(ストーブのとりつけ)
3. ストーブは、その形式に応ずる燃焼方法を熟知して過熱を避け、かつ、不燃性のストーブ台を設け、直接床に接しないこと。  
(ガス・電気器具等の使用)
4. ガス又は電気を熱源とする器具は、可燃物から火災予防上必要な距離におき、かつ、不燃性の台又は容器の上に置いて使用すること。  
(電気器具に対する注意)
5. 電気器具の使用を適正にするため、次の事項について特に注意すること。
  - (1) 配電盤及び分電盤内における開閉器のヒューズは規定以上の容量のものは使用しないこと。
  - (2) 電熱器等の使用については許容量以下とし、キーンケットからは電灯以外の目的に使用しないこと。
  - (3) 既設の電灯及び電熱配線からは、正規の工事によらない仮配線をしないこと。  
(危険物等の取扱いについて)
6. 実験等に必要なる発火又は引火性薬品等の実験室内への持ち込みは最小限度に止どめること。  
爆発物、引火性物品、発火性物品及びその他の危険物の取扱いは必ず有資格者において行なうこと。又これらの危険物の構内搬出入に当っては警務員並びに関係部局の防火管理者に充分連絡しておくこと。  
(喫煙等に対する注意)
7. 建物内において、喫煙設備のない場所では喫煙しないこと。  
煙草の吸いながら、マッチのすりがら等は確実に消し、かつ、建物その他可燃物の附近に捨てないこと。  
(その他の一般的注意)
8. 風が強いときは、火の粉を飛散させるものをたかないこと。  
火気の利用者は、他に監視人を置かなければその場所を離れないこと。  
(ガス・電気等使用後の処置)
9. ガス又は電気器具の使用を終えたときは、確実にガスコックの閉鎖又は電気スイッチを遮断して、その終止措置を十分に確認すること。特にガス停止時又は停電時に

は留意すること。

(ストーブ等使用後の処理)

10. ストーブ、風呂場、火鉢、かまど等、火気の使用が終了したときは、確実に残り火を消すこと。なお、火鉢については、移動困難なもの以外は室内に残置しないこと。取灰等で冷却していないものは、不燃性の容器等に入れること。

## B 火気の使用に対する届出

1. 退庁時以後又は日曜、休日等において火気を使用する者は、当該防火管理者の了解を得て、あらかじめ担当課(係)、当直員又は警務員に次の事項を届け出なければならない。
  - (1) 火気使用の場所
  - (2) 火気使用責任者氏名
  - (3) 退庁予定時刻
  - (4) 使用火器の種類及び員数
2. 前項によって火気を使用する者は、退出の際は後始末をして、その旨を当直員又は警務員に届け出なければならない。

## 別表 (3)

消火及び通報に関する基準

1. 出火発見者は、電話交換室、守衛所、当直室その他近隣に出火場所を電話、火災報知機等によって急報し、臨機の方法で初期消火につとめること。
2. 出火側近者は、出火発見者に協力し、通報及び初期消火に努めるとともに危険物の除去及び非常持出物品の搬出に努めること。
3. 電話交換手が出火を知ったときは、直ちに次の順序により出火場所を急報すること。
  - (1) 消防署及び関係部局消防隊
  - (2) 守衛所
  - (3) 学長、関係部局長、課長、事務長
  - (4) 警察署、電力会社、ガス会社
  - (5) その他の関係者
4. 当直者が出火又は近火等を知ったときは、前項に準じて関係者に急報すること。
5. 職員は、第11条に定める消防隊の組織によって担当任務の遂行に当たる。なお、勤務時間外において関係部局の出火又は近火を知ったときは、速やかに出勤し、所定の任務に従事すること。
6. 学生は、職員の指導に従い、非常持出物品等の搬出、監視及び延燃防止等の作業に協力すること。
7. 消防隊は出火の通知を受けたときは直ちに消火に当たるほか、次の措置をとらなければならない。
  - (1) 消防隊本部の所在を明示する。
  - (2) 非常受付所を設定する。
  - (3) 他部局消防隊の応援を求める。
  - (4) 諸門の管理を特に厳重にし、必要に応じ本学職員、学生、消防関係者及び警察官その他必要と認められる

者以外の出入を禁止する。

- (5) 避難場所を安全な箇所に選定し、避難経路を明示する。

### 富山大学附属図書館規則の制定

富山大学附属図書館規則を次のように定める。

昭和39年9月21日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学附属図書館規則

(制定の趣旨)

**第1条** 富山大学学則(昭和25年1月20日制定)第77条第2項の規定に基づき、この規則を定める。

(設置の目的)

**第2条** 富山大学附属図書館(以下「図書館」という。)は、富山大学の教育研究に必要な図書館資料を管理し、教職員及び学生に利用させることを目的とする。

(組織)

**第3条** 図書館に本館のほか、工学部分館(以下「分館」という。)を置く。

- 2 本館に、薬学専門図書室を置く。

(館長及び分館長)

**第4条** 図書館に館長を、分館には分館長を置く。

- 2 館長は、学長の命を承け図書館の管理運営を総括する。

- 3 分館長は、館長の監督のもとに分館の管理運営に当たる。

- 4 館長及び分館長の選考に関する基準は別に定める。

(図書館商議会)

**第5条** 図書館の運営に関する重要事項を審議するため、富山大学附属図書館商議会(以下「商議会」という。)を置く。

- 2 商議会に関する規程は別に定める。

(資料の運用細則)

**第6条** 図書館資料の運用については次の規程による。

- (1) 富山大学図書館資料管理事務取扱規程  
(2) 富山大学附属図書館閲覧規則

### 附 則

この規則は、昭和39年9月21日から施行し、昭和39年6月1日から適用する。

### 富山大学事務組織規程の一部改正

富山大学事務組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和39年9月21日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学事務組織規程の一部を改正する規程

富山大学事務組織規程(昭和39年1月1日全部改正)の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改め、同条第3項を削る。

- 2 学部附属の研究施設、附属学校、並びに附属図書館の分館及び図書室に事務室をおくことができる。

第4条を次のように定め、第5章を削る。

**第4条** 課及び事務部の事務を分掌させるため、係をおく。

- 2 前項の係及び前条第2項に規定する事務室の事務分掌については別に定める。

### 附 則

この規程は、昭和39年9月21日から施行し、昭和39年6月1日から適用する。

## 諸 会 議

第9回 評 議 会 (9月21日)

(議題)

1. 教官人事について
2. 富山大学附属図書館規則(案)について
3. 富山大学事務組織規程の一部改正(案)について
4. 教官の特別昇給定数配分(案)について

(報告事項)

1. 概算要求について
2. アイソトープセンター運営委員会の設置について
3. その他

## 人 事 異 動

現 官 職	氏 名	異 動 内 容	発令年月日	発 令 庁
	金 田 稔	技能員(会計課・自動車運転手)に採用する。	39. 9. 2	富山大学
	松 下 義 春	〃(会計課)に採用する。	39. 9. 3	〃
事 務 官 (学 生 課)	大 畑 憲 司	文理学部に配置換する。	39.10. 1	〃

事務員 (庶務課)	今 枝 武	工学部に配置換する。	〃	〃
技 能 員 ( 〃 )	土 肥 隆 三	薬学部に配置換する。	〃	〃
技(会)能計員 (課)	金 田 稔	経済学部配置換する。	〃	〃
用(務)員 ( 〃 )	南 宗 篤	薬学部に配置換する。	〃	〃
事(務)員 ( 〃 )	土 池 春 樹	文部事務官に任官させる。	〃	〃
〃	中 田 蘆 昶	〃	〃	〃
事務員 (文理学部)	涌 井 芳 朗	〃	〃	〃
事務員 (教育学部)	野 尻 津喜夫	〃	〃	〃
事務員 (経済学部)	堀 重 男	〃	〃	〃
(経 営 短 大)	山 本 道 弘	〃	〃	〃
技(施)術設員 (課)	富 田 竜 二	文部技官に任官させる。	〃	〃
技(薬)能学員 (部)	内 山 幸 吉	〃	〃	〃
教(務)員 ( 〃 )	加 藤 美 紀 子	〃	〃	〃
〃	塚 越 章 司	〃	〃	〃
〃	正 橋 昭 子	〃	〃	〃
事務官 (経済学部)	河 崎 輝 子	辞職を承認する。	39. 9. 2	〃
事務員 (工学部)	加 藤 淳 子	〃	39. 9. 3	〃
事務補佐員 (施設課)	坂 井 佳 子	〃	39. 9. 8	〃
(薬)学部 ( 〃 )	大 西 湊 子	〃	39. 9. 19	〃
用(務)員 ( 〃 )	関 野 竹 次 郎	〃	39. 10. 5	〃

## 学 内 諸 報

### 電話番号の変更について

富山大学の代表電話番号は、11月15日(日)から大代表扱いとして、下記のとおり変更される。

記

#### 富山 4 - 1 2 7 1 番 (大代表)

本部、文理学部、教育学部、経済学部  
附属図書館、経営短期大学部

#### 【時間外】

本部宿直室	富山 4 - 1 2 7 1
本部宿直室及び 職員ホール	〃 4 - 1 2 7 2
警務員室	〃 4 - 1 2 7 3
文理学部宿直室	〃 4 - 1 2 7 4
自然科学教棟	〃 4 - 1 2 7 5
教育学部宿直室	〃 4 - 1 2 7 6 ~ 7
経済学部宿直室	〃 4 - 1 2 7 8 ~ 9

附属図書館宿直室…… 〃 4 - 1 2 7 0

経営短期大学部…… 〃 4 - 1 2 8 1

なお、教育学部附属学校、薬学部および工学部の電話番号には変更がないが、参考までに掲げると次のとおり。

教育学部

附属小学校…… { 富山 2 - 5 1 0 0 (事務室)  
〃 2 - 5 6 9 4 (教官室)

附属中学校…… { 〃 2 - 5 1 7 0 (教官室)  
〃 2 - 7 1 1 8 (事務室)

附属幼稚園…… 〃 2 - 5 6 9 3

薬 学 部…… 〃 2 - 5 5 2 9 (代表)

工 学 部……高岡 2 - 2 5 1 0 ( 〃 )

### 永盛運転手無事故運転で受賞

富山署と富山交通安全協会は、秋の交通安全運動の一つとして、長年無事故運転につとめた優良運転手などの表彰を9月22日行なったが、本学会計課技能員永盛裕介運転手も5年以上の無事故運転による優良運転手として表彰された。なお、永盛運転手は、本年度9年にわたる無事故運転の成績をおさめているとのことである。

## 外国出張教官の動静

本年4月以降における外国出張者は次のとおり。  
(所属官職氏名, 出張期間, 出張先国, 出張目的の順)

記

経済学部助教授 新田隆信 39.4.18~39.5.20  
韓国。大韓基督教青年会連盟創設50周年記念行事参加ならびに韓国憲法研究のため。

文理学部助教授 小林貞作 39.5.21~39.7.10  
イタリア, 西ドイツ, フランス, イギリス, オランダ, スウェーデン, スイス, FAO(国連食糧農業機構)およびIAEA(国際原子力協力機関)共催の「植物栽培における突然変異利用の技術会議」に講演出席, ならびにヨーロッパにおける生物突然変異利用の研究調査。

薬学部教授 長谷純一 39.7.9~39.9.28  
アメリカ, イギリス, フランス, スイス, イタリア, オーストリア, 西ドイツ, オランダ, ベルギー, デンマーク, スウェーデン。ニューヨーク市における第6回国際生化学会議出席ならびに欧米各国の生化学研究視察。

工学部教授 室町繁雄 39.8.2~39.10.14  
アメリカ, イギリス, 西ドイツ, オランダ, フランス, イタリア。連続鋳造に関する研究調査。

文理学部教授 植木忠夫 39.9.12~39.10.11  
アメリカ。アメリカにおける生物教育課程(BSCS)に関する研究ならびにアメリカにおける博物館の科学的活動に関する研究。

文理学部技官 中川省三 39.9.1~40.8.31  
アメリカ。分子物理学研究のため。

経済学部助手 妙見 孟 (38.1.25~39.1.24を  
39.1.25~40.1.24に  
期間延長。アメリカ。統計学研究のため。

## 職員消息

### <新任者>

事務局

技術員 松下 義春

〃 五十嵐靖夫

経済学部

技能員 金田 稔

### <住所変更>

工学部

教授 位崎 敏男

## 主要日誌

### 本部

- 9月1日 富山地区官公庁連絡協議会(電気ビル)  
3~5日  
8日 レクリエーション委員会  
10日 レクリエーション娯楽部会  
12日 レクリエーション文化部会  
14~18日 国立学校幹部職員研修講座(文部省)  
16・17日 東海北陸地区施設担当部課長会議(福井)  
18日 北陸地区国立学校給与事務研究会(金沢)  
19・20日 会計課職員レクリエーション(片山津)  
20日 国家公務員採用初級試験(会場・本学)  
21日 評議会(第9回)  
24~26日 東海北陸地区人事行政研修(会場・本学)  
25・26日 東海北陸地区国立学校庶務部課長会議  
(金沢)  
28日 職員家族運動会運営委員会  
〃 教員養成大学長及び学部長会議(東京)

### 文理学部

- 9月1日 第14週授業開始  
5・6日 職員レクリエーション(能登めぐり)  
9日 人事教授会  
〃 教授会  
14日 前学期授業終了  
16~29日 一般教育期末試験  
16日 文学科教官会議  
17日 人事教授会  
20日 国家公務員採用初級試験  
25日 人事教授会  
28日 学部係長会議

### 教育学部

- 9月5日 職員レクリエーション(姫川温泉行 第2班)  
9日 予算委員会, 教務委員会  
〃 教授会  
14日 選考委員会  
17日 学部紀要編集委員会  
24日 選考委員会  
〃 教育大学協会北陸地区第2部会家政科研究協議会  
25日 教務・補導合同委員会  
〃 人事教授会  
26日 教育大学協会北陸地区第2部会技術職業科臨時協議会

## 経済学部

- 9月1日 授業開始  
 3日 教務委員会  
 ♪ 教授会(第9回)  
 ♪ 人事教授会  
 8日 職業補導委員会  
 9日 40年史編集委員会  
 10日 学部補導委員会  
 14日 第15週授業終了  
 15日 補講(17日まで)  
 17日 教務委員会  
 ♪ 教授会(第10回)  
 18日 前学期々末試験(28日まで)  
 28日 学部補導委員会

## 薬学部

- 9月4日 第14週授業開始  
 7日 富山市及び同市議会議員ら関係者一行、学部視察に来学  
 8日 寮生等の健康診断  
 9日 教授会  
 12日 教官と学生との懇談会  
 14日 カリキュラム小委員会  
 16日 大学院薬学研究会入学願書〆切  
 18日 学部アイソトープ委員会  
 19日 九州大学医学部西海枝東雄教授来学  
 ♪ 富山薬専昭和8年度卒業生一行来学  
 ♪ 前学期授業終了  
 21日 前学期授業補講(26日まで)  
 ♪ 大学院薬学研究科入学者選抜試験  
 22日 徳島大学薬学部富永事務長、植村会計係長来学  
 23~25日 国立大学薬学部事務長会議(京都大学)  
 24日 大学院薬学研究科委員会  
 ♪ カリキュラム委員会  
 ♪ 本省主催、人事事務研修会(於、当学部)  
 26日 大学院薬学研究科入試合格者発表  
 ♪ 熊本大学薬学部田中事務長、佐々木会計係長来学  
 28日 カリキュラム委員会  
 ♪ 前学期々末試験開始(10月13日まで)  
 29日 学部図書委員会

## 工学部

- 9月16日 一般教授会  
 23日 金沢大学工学部とのスポーツ交歓会  
 24日 本省施設部計画課井内企画係長、岡本事務官等来学  
 25日 専任教授会

## 経営短期大学部

- 9月10~16日 前学期々末試験  
 16日 授業料減免選考委員会  
 28日 教官会議

昭和39年10月20日

印刷所 安倍印刷 KK